

第18編 上下水道部

水道事業

1 水道事業の概要

当市の水道の歴史は、旧釧路市では大正13年に鶴ヶ岱浄水場の建設工事に着手し、昭和2年1月1日に通水を開始し、昭和38年には釧路村（昭和55年に町制施行）へ区域外給水を展開した。一方、旧阿寒町では阿寒湖畔で昭和33年に、阿寒市街地で昭和37年、飽別地区で昭和62年に供用を開始し、旧音別町では昭和33年に音別町簡易水道事業、昭和37年に直別地区簡易水道事業、昭和54年に二俣飲料水供給施設を整備した。

旧釧路市は、当時、給水人口6万人、配水能力8,300トンの規模であったが、市勢は着々と発展し、需要水量も目を見張る伸びを示し、これに対応した拡張事業を相次いで計画、施工し現在に至っている。この間、第1回拡張事業で愛国浄水場を昭和34年に建設し、昭和41年には第2回拡張事業、昭和46年には第3回拡張事業を実施している。

現在、釧路地区では、愛国浄水場更新に取り組んでおり、第一期工事では、平成24年度から配水池や送配水ポンプ場建設などを実施し、平成28年度に完了したところである。また、第二期工事の浄水施設建設は平成29年度に着工したところであり、令和8年度中の完成を予定している。

水道名	釧路地区		阿寒地区			音別地区	
	釧路市上水道	山花簡易水道	阿寒簡易水道	飽別簡易水道	阿寒湖畔簡易水道	音別簡易水道	二俣飲用水
水源の種類	表流水 (新釧路川)	地下水	表流水、 伏流水 (シュンクシタカラ川)	表流水 (田ブチ川)	表流水 (チップ川)	地下水	地下水
浄水施設	愛国浄水場	山花簡易水道施設	阿寒浄水場	飽別浄水場	阿寒湖畔浄水場	音別浄水場 直別浄水場	二俣飲料水供給施設
浄水方法	急速ろ過	消毒	急速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	膜ろ過	消毒

2 給配水の状況

区分	年度		令和5年度 地区別内訳		
	令和4	令和5	釧路地区	阿寒地区	音別地区
計画給水人口(人)	190,857	190,857	183,703	4,247	2,907
給水区域内人口A(人) (釧路町給水区域を含む)	174,111	170,780	165,712	3,681	1,387
給水人口B(人)	174,030	170,700	165,677	3,638	1,385
普及率B/A(%)	99.9	99.9	100.0	98.8	99.9
給水戸数(戸)	90,680	89,190	86,550	1,886	754
一日配水能力(m ³)	69,886	69,886	63,520	4,642	1,724
年間配水量(m ³)	20,552,492	20,498,254	19,181,049	1,078,670	238,535
年間有収水量(m ³)	17,542,915	17,366,692	16,427,948	782,635	156,109
有収率(%)	85.4	84.7	85.6	72.5	65.4
一日最大配水量(m ³)	60,438	61,766	57,604	3,497	665
一日平均配水量(m ³)	56,308	56,006	52,407	2,947	652
一人一日最大配水量(ℓ)	347	362	348	961	480
一人一日平均配水量(ℓ)	324	328	316	810	471

3 水道料金

(令和7年4月1日現在)

用途別	メーターの口径	1カ月の料金		
		基本料金		従量料金(1m ³ につき)
		基本水量	金額	
家事用	—	—	1,402円	8m ³ まで 12.87円 8m ³ を超える分 212.33円
業務用	13mm	8m ³ まで	1,701円	基本水量を超える分 302.98円
	20mm		2,255円	
	25mm		3,405円	
	40mm		9,517円	
	50mm		22,820円	
	75mm		38,088円	
	100mm		59,045円	
	150mm		121,411円	
200mm	171,680円			
浴場用	—	80m ³ まで	2,428円	基本水量を超える分 40.75円
臨時用	1m ³ につき		568.21円	

※上記水道料金は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※業務用の料金は、[メーター口径]と[検針が毎月か隔月か]を基に計算する

4 負担金

メーターの口径	負担金
13mm	33,000円
20mm	110,000円
25mm	176,000円
40mm	550,000円
50mm	847,000円
75mm	2,046,000円
100mm	3,520,000円
150mm	7,590,000円
200mm	10,670,000円

(1) 給水装置(業務用)の新設工事または水道メーターの口径の増径を伴う改造工事の際徴収。

(2) 改造工事の場合は、新口径と旧口径に係る負担金との差額。

※左記負担金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

5 検針・料金収納

(1) 釧路地区の検針・料金収納業務は包括的民間委託を行っている。

(2) 家事用の検針は毎月1日から10日までの期間に地域を区分し隔月で行っている。業務用は毎月検針を基本としている。

(3) 料金の収納は自主納付を基本とし、口座振替と納付制となっている。

令和6年度取扱実績	釧路地区	阿寒地区	音別地区
口座振替	72.5%	69.9%	69.1%
納付	27.5%	30.1%	30.9%

(4) 滞納分については、督促及び滞納整理を行い、その状況に応じて給水停止を行っている。

6 施設の整備

令和7年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
第3回拡張事業	1,488,307	愛国浄水場浄水施設更新水処理プラント設備工事 愛国浄水場浄水施設プラント設備工事監理業務委託 愛国浄水場外構工事
配水管整備事業	460,672	配水管更新等(φ50～φ150)延長 802m 消火栓新設等 設計委託等
浄水場施設整備事業	221,551	施設・計装設備更新 愛国浄水場6号配水池防水工事 計装監視制御設備更新
簡易水道整備事業	81,235	配水管更新(φ50)延長 80m 電気・機械設備更新 阿寒浄水場残留塩素計更新 阿寒浄水場フロキュレーター設備更新 音別浄水場ろ過濁度計更新 直別浄水場非常用発電機更新 飽別浄水場ポンプ設備等更新 設計委託
メーター整備事業	542,957	メーター整備 新設 534個 更新 10,672個
水質検査機器整備事業	11,029	水質検査機器整備
計	2,805,751	

7 上下水道事業の庁舎概要

所在地 釧路市南大通2丁目1番121号(南大通りビル)

建設年月日 昭和63年10月20日(同11月14日移転)

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上9階建

延床面積(2階部分) 1,201.12㎡

建設費(負担分) 約299,210,000円

※橋南西会館、その他民間テナント、マンションが入居している複合ビル

工業用水道事業

1 工業用水道事業の概要

当市の工業用水道の歴史は、昭和50年に施設建設工事に着手し、昭和51年10月1日に給水を開始した。

当時は給水事業所1社、配水能力6,360トンの規模であったが、企業誘致による用水型企業の稼働により需要水量も増加、現在は4社に供給し配水能力は15,000トンとなっている。

2 給配水の状況

区分	年度	令和4	令和5
給水事業所数(社)		4	4
計画配水能力(m ³)		20,000	20,000
現在配水能力(m ³)		15,000	15,000
契約水量(m ³)		8,600	8,650
契約率(%)		57.3	57.7
年間総配水量(m ³)		1,499,563	1,592,826
年間有収水量(m ³)		1,465,166	1,550,125
有収率(%)		97.7	97.3
一日最大配水量(m ³)		6,643	7,018
一日平均配水量(m ³)		4,108	4,352

3 工業用水道料金

(令和7年4月1日現在)

用途別	料金	契約体系	料金(1m ³ につき)		
			基本料金	特定料金	超過料金
工業用		契約水量制 最低契約水量100m ³	20.90円	20.90円	41.80円

※上記工業用水道料金の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む

4 施設の整備

令和7年度では、次のとおり施設の整備を予定している。

事業名	事業費(千円)	概要
施設設備更新事業	44,748	中央監視装置取替工事外

下水道事業

1 計画の概要

(1) 事業計画

ア 計画処理面積	4,852ha	カ ポンプ場	10カ所
イ 計画処理人口	154,360人	キ 計画事業費	193,515,990千円
ウ 下水管渠計画延長	1,838,995m	ク 下水排除方式	分流式一部合流式
エ 処理区	6処理区	ケ 下水管配管方式	遮集式(ポンプ排水圧送併用)
オ 終末処理場	6カ所		

2 進捗状況

種 別	事業計画	令和6年度末	進 捗 率
計画処理面積	4,852ha	4,556ha	93.9%
計画処理人口	154,360人	150,749人	97.7%
下水道管渠延長	1,838,995m	1,481,717m	80.6%

各種普及率(%)

普及率 (処理区域人口/行政人口×100)	98.6% (150,749/152,875×100)
水洗化率 (水洗化人口/処理区域人口×100)	95.8% (144,410/150,749×100)

3 下水道使用料

(1) 水量にかかるもの

(令和7年4月1日現在)

種 別	1 か 月 の 使 用 料		
	汚 水 排 除 量	使 用 料	
		処理区域	未処理区域
基本使用料	—	1,520円	656円
従量使用料 (1 m ³ につき)	8 m ³ まで	16.00円	7.00円
	8 m ³ を超え 20 m ³ まで	228.44円	99.74円
	20 m ³ を超え 50 m ³ まで	258.47円	109.40円
	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	299.23円	125.48円
	100 m ³ を超え 500 m ³ まで	337.84円	142.64円
	500 m ³ を超え 1,000 m ³ まで	363.58円	156.59円
	1,000 m ³ を超える部分	381.81円	164.09円
公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)の適用を受ける浴場については、1 m ³ につき19.31円とする。			
阿寒湖温泉地区の温泉水の 汚水に係る使用料	汚水排除量 1,000 m ³ 未満	使用料 1 m ³ につき 10.82円	
	汚水排除量 1,000 m ³ 以上	100 m ³ まで 20,345.33円 100 m ³ を超える部分は 1 m ³ につき 10.82円	

※上記の下水道使用料は、消費税及び地方消費税相当額を含む

※汚水排除量は、水道の使用水量と同じとしている

※使用料の徴収は水道料金と同時に行っており、家事用は隔月もしくは毎月、業務用は毎月徴収を基本としている

※平成24年度より阿寒湖温泉地区の営業用は業務用に変更となり経過措置を設けている

(2) 水質にかかるもの

(令和7年4月1日現在)

汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量及び浮遊物質質量	使用料(税込) (1m ³ につき)	備 考
200mgを超え 300mgまで	20.38円	この表に掲げる数値は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法により検定した数値とする。
300mgを超え 400mgまで	40.76円	
400mgを超え 600mgまで	81.51円	
600mgを超え 1,000mgまで	163.02円	

4 終末処理場の建設

(1) 古川下水終末処理場

昭和54年度高級処理施設が完成したが、その後増設工事を行い、現在処理能力67,200m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市古川町7番地4

イ 敷地面積 11.71ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 3,090ha (うち釧路町579haを含む)

(イ) 人口 106,980人 (うち釧路町15,720人を含む)

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(2) 白樺下水終末処理場

海域汚濁防止を主眼として建設し、昭和56年度から供用開始し、その後増設工事を行い、現在処理能力9,525m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市益浦4丁目8番11号

イ 敷地面積 3.44ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 510ha

(イ) 人口 13,650人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(3) 大楽毛下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力23,000m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市星が浦南6丁目9番27号

イ 敷地面積 12.70ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 1,426ha

(イ) 人口 44,670人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(4) 阿寒湖畔下水終末処理場

昭和61年度から供用を開始し、その後、水処理施設の増設工事を行い、現在処理能力7,350m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町シアンヌ7番地

イ 敷地面積 1.18ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 80ha

(イ) 人口 12,530人

エ 処理方法 標準活性汚泥法

(5) 阿寒下水終末処理場

平成8年度から供用を開始し、現在処理能力900m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市阿寒町仲町1丁目16番1号

イ 敷地面積 0.68ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 167ha

(イ) 人口 2,290人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

(6) 音別浄化センター

平成12年度から供用を開始し、現在処理能力960m³/日で稼働中である。

ア 建設位置 釧路市音別町海光1丁目31番地

イ 敷地面積 0.98ha

ウ 事業計画処理区域面積及び人口

(ア) 面積 158ha

(イ) 人口 1,380人

エ 処理方法 オキシデーションディッチ法

5 受益者負担金・分担金制度

公共下水道事業に係る建設費の一部に充てるため、都市計画法第75条の規定に基づき、昭和46年7月に釧路市下水道事業受益者負担金条例を制定、昭和47年度から賦課徴収を実施している。

阿寒地区、音別地区は地方自治法第224条の規定に基づきそれぞれ、平成9年度、平成13年度から受益者分担金を賦課徴収している。

負担区	単価(円/m ²)	設 定	負担区	単価(円/m ²)	設 定
中 央	127円31銭	昭和46. 8. 2	大 楽 毛	395円	平成5. 1. 6
北 部	362円	54. 11. 1	第2貝塚	248円	7. 3. 1
白 樺	338円	56. 12. 21	文 苑	164円	7. 3. 1
春 採	384円	59. 12. 21	大楽毛西	406円	9. 3. 17
古 川	379円	60. 12. 16	鶴 野	406円	10. 3. 16
鳥 取	393円	61. 10. 20	第2文苑	164円	16. 1. 13
貝 塚	388円	63. 11. 1	第2鶴野	182円	16. 1. 13
米 町	407円	平成元. 7. 15	第2大楽毛	245円	17. 1. 31
芦 野	149円	元. 11. 10	第3昭和	177円	18. 2. 16
昭 和	398円	2. 12. 1	桂 恋	405円	19. 3. 7
愛 国	385円	3. 11. 25			
興 津	391円	3. 11. 25	阿 寒	152円	8. 9. 30
益 浦	358円	3. 11. 25	音別(土地)	150~200円	12. 11. 10
仲 の 沢	397円	5. 1. 6	音別(建物)	50,000円 (1戸あたり)	12. 11. 10
第2昭和	177円	5. 1. 6			

6 水洗化の実績

(単位：件)

年 度	水 洗 化 件 数		
	水洗トイレ改造	新 築	合 計
令和4	20	313	333
令和5	17	266	283
令和6	22	321	343

7 水洗便所改造資金の助成制度

(1) 融資あっせん制度

処理区域内のくみ取り便所の水洗化を促進するため、トイレ1基につき60万円を限度に改造資金の融資あっせんをしている。返済は月額10,000円で60か月以内とし、金利は市が負担する。

年度	釧路地区		阿寒地区		音別地区	
	基数	金額	基数	金額	基数	金額
令和4	1基 (1戸)	600千円	—	—	—	—
令和5	—	—	—	—	—	—
令和6	—	—	—	—	—	—

(2) 補助金交付制度

下水道が供給開始された日から3年以内に水洗化工事をする場合、トイレ1基につき4万円の補助金を交付する。

平成29年度以降実績なし。